



## 医療・介護における個人情報

個人情報・個人識別符号・要配慮個人情報

個人情報保護法は 2005 年 4 月 1 日に全面施行されました。

「**個人情報**」とは、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。

（医療機関に関するものの例）

診療録、看護記録、処方箋、手術記録、検査所見、レントゲン、診療情報提供書等

「**個人識別符号**」とは、個人がサービスを利用する際に割り当てられた符号や個人に発行された書類に付された符号、身体の一部をデジタル情報化した符号です。

（医療機関に関するものの例）

健康保険証や高齢受給者証の記号・番号・保険者番号

「**要配慮個人情報**」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに**特に配慮を要するもの**として法律、政令、規則で定められている記述が含まれる個人情報をいいます。

（医療機関に関するものの例）

カルテに記載された病歴・患者の身体状況・病状・検査結果・治療等について医療従事者が知り得た情報、健康診断の結果や保健指導の内容、障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、犯罪被害の事実等が挙げられます。

過去に提出いただいた事故報告書には、**診療情報提供書を誤送信した、退院患者の荷物に別患者の薬（薬袋ごと）を入れた、患者家族を別患者（同姓同名）の病室へ案内した**等の報告がありました。また、院内ラウンド時には**詰所のカウンター上にケア一覧表や患者氏名や病名等が記載された表、職員の勤務表等**が置かれている（周囲に誰もいない）のを見受けました。カウンターは業務上都合がよいかもしれませんが、他の患者さんや来院者、関わりのない職員が見ようと思えば容易に見て知ることができます。私たちが日々取り扱っている情報の多くは「要配慮個人情報」です。

職員の皆様へ：お読みになりましたら下記へサインをお願いします。院内ラウンド時に確認させていただきます。